

平成28年度

第1回長崎県教科用図書選定審議会

議 事 録

平成28年5月9日(月)
10:00~12:00
県庁新別館8階 教育委員会室

長 崎 県 教 育 委 員 会

<平成28年度 第1回 長崎県教科用図書選定審議会>

開催日時	平成28年5月9日(月) 10:00~12:00
開催場所	県庁新別館8階 教育委員会室
委員の委嘱	別紙名簿に沿って委員紹介。(2名欠席)
会の成立確認	長崎県教科用図書選定審議会規則第4条2に基づき、委員20名中18名の出席により会の成立を確認。 (委員) 公正確保の観点から秘密会としてはどうか。 (委員) 異議なし。 (事務局) 関係者以外は退室いただく。
教育次長挨拶	(略)
役員選出	会長、副会長を選出
会長挨拶	(略)
議事録署名捺印者の選出	1号委員、2号委員、3号委員の中から各1名を会長が指名の上、承認。
諮問事項確認	(会長) まず、本審議会に対して県教育委員会から諮問された内容を確認したいと思う。 (事務局) 【諮問文読み上げ】
審議	(会長) 審議に入る前に本審議会の目的や教科書採択の仕組みについて確認しておきたい。事務局に説明願う。
事務局説明	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本審議会の意義について ・ 教科書採択の仕組みについて </div>
審議	(会長) ただ今の説明について何か御質問はないか。 (委員) 特になし。 (会長) 県教育委員会からの諮問事項について審議を進めていくが、審議を進める上で事務局に参考になる案があれば、それをうい

	<p>たいと考えるがいかがか。</p>
事務局説明	<p>(委員) 異議なし。</p>
	<p>(会長) 事務局に案があれば提示していただきたい。</p>
審議	<p>(事務局) 【審議のための案を配布】</p>
	<p>(会長) 少し時間をとるので、御一読いただきたい。</p>
	<p>(会長) 基本方針について審議を行う前に、事務局から案の趣旨や内容について説明してもらいたいと考えるがいかがか。</p>
	<p>(委員) 異議なし。</p>
	<p>(事務局) 【基本方針の案について説明】</p>
	<p>(会長) 基本方針の案に対して御意見はないか。</p>
	<p>(委員) 特になし。</p>
	<p>(会長) それでは、基本方針は、事務局案どおりでよろしいか。</p>
	<p>(委員) 異議なし。</p>
	<p>(会長) それでは次に、採択の方法について審議を行う。その前に基本方針と同様に事務局に案の説明をお願いしたいが、よろしいか。</p>
	<p>(委員) 異議なし。</p>
事務局説明	<p>(事務局) 【採択の方法案について説明】</p>
審議	<p>(会長) 御質問はないか。</p>
	<p>(会長) 採択の方法2の(3)で、「平成28年度中に供給可能であるかどうか十分に確認しておくこと」との文言があるが、これは、「平成28年度中に供給可能」なのか「平成28年度中に確認をする」のか、どちらを意味するものか。後者であれば、「平成28年度中に、次年度供給可能であるかどうか・・・」という表現にした方がわかりやすいのではないか。</p>

<p>事務局説明 審議</p>	<p>(事務局) 御指摘どおり、平成28年度中に確認するという事なので、「次年度」という文言を挿入したい。</p> <p>(委員) 異議なし</p> <p>(会長) 他にはないか。</p> <p>(委員) 前年度中に確認をするということだが、特別支援学校や特別支援学級で、特に新入生の場合は、前年度中に子どもたちの実態に合った一般図書を選ぶことは可能なのか。</p> <p>(事務局) 新入生については、個々の実態がわからない時期に採択することになるので、特別支援学校や特別支援学級の当該学年の教育課程に沿った教科書を選んでいる。</p> <p>(会長) 他に御意見、御質問はないか。なければ、次に「留意事項」について審議する。他と同様に事務局に案の説明をお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし</p> <p>(事務局) 【留意事項案について説明】</p> <p>(会長) 昨年度の検定中の教科書閲覧問題を受けての留意事項ということであるが、御質問、御意見はないか。</p> <p>(委員) 子どもの実態をよく知っている現場の教員の声が、教科書に反映されるのは大事なことであると思う。検定の年度以外であれば意見が述べられるという解釈でよいのか。</p> <p>(事務局) 現在のところ、そのように解釈しているが、今後、文部科学省から行動基準が示されると思われる。その場合は、その都度、発信をしていきたい。</p> <p>(委員) 留意事項2に「著作・編集を行ったり、意見を述べるなどの協力をしたりする場合は、その事前・事後に、所属長への報告を確実に行う」という表記がある。「事前・事後」という文言については、いつ、どのような報告をするかは、県教育委員会が、市町教育委員会をどのように指導するか考えるものであるから、我々が行う答申には、「報告する」ということを明記して、「事前・事後」というのは削除してよいのではないか。</p>
---------------------	---

	<p>(会長) いかがか。</p> <p>(委員) 報告の仕方を県教育委員会が指導するのであれば、「事前・事後」という文言は、答申には書かなくてもよいと考えるが、報告は「所属長」ではなく、「採択権者」にする必要があるのではないか。</p> <p>(会長) それでは、まず「事前・事後」の文言は削除してよいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) もう一点の「所属長」の文言をどうするか。 採択権者が把握しておく必要があることに加え、所属長自身が編集等に関わることも考えられる。文言としては、「所属長等に」としてはどうか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(委員) 確認だが、所属長に行うのは、報告だけでよいのか。承認するかどうかの判断は不要か。例えば、校長が承認せず関わらせないということはしないのか。</p> <p>(事務局) 検定中については、関わることはできない。また、それ以外をどのようにするか、今後、ルール作りをしていく。</p> <p>(委員) 教科書を作成する上で、現場の教員の考えを反映させるのは有意義なことであるが、協力した教員が採択に関わるのはよろしくないということなので、今年度示すべきことは、検定中の道徳の教科書を閲覧してはいけないということと、協力した教員は確実に報告し、採択に関わらないようにすることを徹底することが大事である。それを、留意事項の2項目で伝えればよいのではないか。</p> <p>(委員) 異議なし。後は、県教育委員会が市町教育委員会を指導する際に、具体的に示すことを要望する。</p> <p>(会長) 別件だが、留意事項1の「今年度は、道徳の検定年度となっていることから」という文言があるが、「道徳」か「特別の教科 道徳」か、どちらを使うべきか吟味が必要である。また、「道徳の」の後に、「教科書の」という言葉がいるのではないか。</p>
--	--

<p>審議終了</p>	<p>(事務局) 前者については、文部科学省の文書等を確認し、そろえるようにする。後者については、御指摘どおり修正したい。</p> <p>(会長) 他に御質問はないか。</p> <p>(委員) 今年度は、「道徳」という文言を入れているが、今年度に限らず、毎年使える表現でもよいのではないか。</p> <p>(委員) 検定期間中に教科書を見てはいけないことを教師が知らなかったことで、今回のような問題が起こったことを考えると、年度ごとに、具体的に示す方がいいのではないか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 他にはないか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) それでは、以上で審議を終了し、事務局案を基にして答申文を作成するという事によろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 皆様の御協力のお蔭で、本審議の答申文がほぼ完成できた。そこで、本年度の本審議会の開催は本日限りとし、この後の答申文作成及び県教育委員会への答申については、会長一任ということで御了解いただきたいかがか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 指名された 3 名の議事録署名捺印者には、後日、事務局から依頼があると思うので議事録を確認の上、捺印をお願いしたい。</p> <p>以上をもって、平成 28 年度の本審議会を終了する。</p>
-------------	---